

# 令和元年度(平成31年度)改正関係資料

(納税環境整備関係)

# 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備

- 近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展。
  - こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要。
- ⇒ 1. 納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、  
2. 高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みを整備することが必要。

## 1. 利便性の高い納税環境の整備

(例) 仮想通貨交換業者が取引データを顧客(納税者)に提供。⇒ 納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



(※) 上記のほか、仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化等を実施

## 2. 税務当局による情報照会の仕組み(改正の概要)

- (1) 現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律(金商法等)の例を踏まえ、規定を整備する。
- (2) 高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。

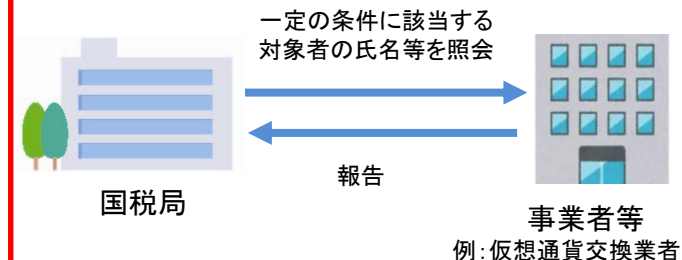
### ○ 照会できる場合を以下のような場合に限定

- ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

(※) いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限り。

### ○ 照会する情報を「氏名等(※)」に限定

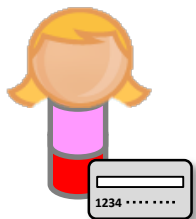
(※) 「氏名等」とは、氏名並びに(保有している場合には)住所及び番号(個人/法人)をいう。



# マイナンバーが付された証券口座情報の効率的な利用について

証券口座に係るマイナンバーの取得が進んでいない状況を踏まえ、上場株式等の振替事務を行っている証券保管振替機構（ほふり）がマイナンバーで検索可能な状態で加入者情報を管理すること等をマイナンバー法上位置付け、マイナンバー法施行前に開設された証券口座（既存口座）について地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からのマイナンバーの取得・証券会社等への提供を可能とするとともに、国税通則法・地方税法の改正により、国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された証券口座情報を効率的に利用できるような所要の措置を講ずる（令和2年4月1日施行）。

## 【顧客】



マイナンバーの告知

【マイナンバー整備法等の改正】  
既存口座の告知義務に係る経過措置について、告知が進んでいない状況を踏まえ、期限の延長を行う。  
《改正前》平成30年末（導入後3年間）  
《改正後》令和3年末（3年延長）

## 【証券保管振替機構（ほふり）】



加入者情報（マイナンバー付）の提供

【国税通則法の改正】  
ほふりについては支払調書の提出義務者（証券会社等）から要請があれば加入者のマイナンバー等を回答することとする。

マイナンバーの要請・取得

## 【地方公共団体情報システム機構（J-LIS）】



【マイナンバー法等の改正】  
J-LISからほふりにマイナンバーの提供を可能とする。

## 【証券会社等】

（金融庁調べによれば、平成30年6月末における証券会社の既存口座のマイナンバー取得率は約4割にとどまっている。）



【証券口座データ】

氏名	住所	個人番号	保有株式数
〇〇 〇〇	東京都	1234 ...	A株 10株 B株 30株
□□ □□	愛知県	5678 ...	C株 20株
⋮		⋮	⋮

【国税通則法等の改正】  
税務当局からの照会に対応できるよう、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することとする。

支払調書の提出（マイナンバー付）

マイナンバー付で加入者情報照会

## 【税務当局】

〔 税務署 〕



〔 地方自治体 〕



# 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し（令和元年度（平成31年度）改正）

○ 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度について、適正性を担保しつつ、保存義務者の利便性向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

（参考）電子帳簿保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成しているものについて、一定の要件の下、電磁的記録による保存等が可能  
 スキャナ保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該国税関係書類の保存に代えることが可能

## ① 申請手続の簡素化（運用上の対応）

### 【見直し前の制度（申請手続）の概要】

電子帳簿等の作成に使用するプログラムについては、真実性の確保・可視性の確保といった要件を確保するため事前に申請書の提出をして承認を得る必要。



### 【見直し後】

- ①一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、申請書のうちソフトウェアの要件適合性を確認する部分の記載（電子帳簿の作成に使用するプログラムの概要等）を不要とすること等により簡素化を行う。
- ②システムを自社開発する者について、事前に国税当局に相談できる体制を構築することを運用上実施する。

## ② 申請期限の緩和

【国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請書の提出期限】

	原則	新規設立（開業）の特例
法人	帳簿備付日の3月前	設立以後3月内
個人		【改正前】なし ⇒【改正後】業務開始以後2月内

### 【改正後】

新規に業務を開始した個人の承認申請期限について、新設法人の特例と同様に、特例を設ける。

（参考）青色申告の承認申請書の提出期限についても、業務開始以後2月内の特例あり

## ③ スキャナ対象書類の範囲拡充



### 【改正後】

過去分の領収書等について、税務署長への届出など一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

【改正前】作成・受領、電子化、保存のプロセスを速やか（概ね1週間～1か月）に行うことがスキャナ保存の要件  
 ⇒過去分の書類については、通常、作成・受領から一定期間が経過しており、「速やかに」行うことができないため、過去分の書類のスキャナ保存が実質認められない。

（注）上記のほか、入力期間要件の緩和など運用による柔軟化を行う。なお、運用上の対応以外については令和元年9月30日から施行。